

洲本市地域防災計画

第9編 原子力災害対策編

令和6年2月

洲 本 市

目 次

I 総 則

第1節	計画の趣旨	1
第1	計画の目的	1
第2	計画の構成	1
第3	災害の範囲	2
第4	計画の運用	2
第5	用語の意義	2
第2節	市及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第1	洲本市	3
第2	兵庫県	3
第3	指定地方行政機関	4
第4	自衛隊	4
第5	指定公共機関	5
第6	指定地方公共機関	5
第7	公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	6
第3節	被害の想定	7
第1	趣 旨	7
第2	内 容	7

II 災害予防計画

第1章	基本方針	9
第1節	基本方針	9
第1	計画の目的	9
第2	原子力災害に関する基本的な考え方	9
第2章	災害応急対策への備えの充実	10
第1節	組織体制の充実	10
第1	趣 旨	10
第2	内 容	10
第2節	研修及び訓練の実施	13
第1	趣 旨	13
第2	内 容	13
第3節	情報の収集・連絡体制の整備	14
第1	趣 旨	14
第2	内 容	14
第4節	災害広報体制の整備	16
第1	趣 旨	16
第2	内 容	16
第5節	モニタリング等体制の整備	17
第1	趣 旨	17
第2	内 容	17
第6節	防護措置にかかる体制の整備	18
第1	趣 旨	18
第2	内 容	18
第7節	県外からの避難の受入れ体制の整備	20
第1	趣 旨	20
第2	内 容	20

第8節	原子力防災に関する知識の普及啓発	23
第1	趣旨	23
第2	内容	23
III 災害応急対策計画		
第1節	基本方針	25
第1	計画の目的	25
第2	応急対策の概要	25
第2節	迅速な災害応急活動体制の確立	30
第1	趣旨	30
第2	内容	30
第3節	円滑な災害応急活動の展開	34
第1	趣旨	34
第2	内容	34
IV 災害復旧計画		
第1	放射性物質による環境汚染への対処	41
第2	環境放射線のモニタリング結果の公表	41
第3	各種制限措置の解除	41
第4	風評被害等の影響の軽減	41
第5	心身の健康相談体制の整備	41
原子力防災用語解説		42

I 総則

第1節 計画の趣旨

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法の規定に基づき、洲本市の地域に係る災害対策のうち、特に原子力災害に係る部分に関し、次の事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の推進と体制の整備を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

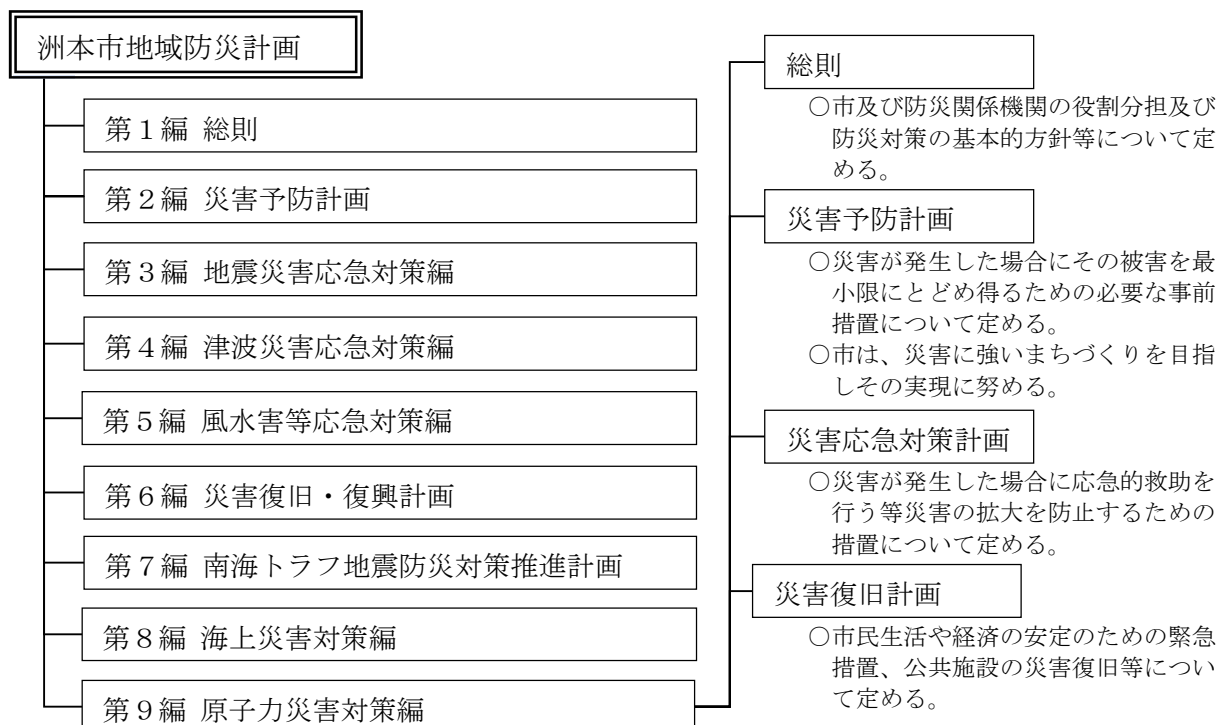
- 1 市及び県、自衛隊、市域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱
- 2 災害予防に関する計画
- 3 災害応急対策に関する計画
- 4 災害復旧に関する計画

第2 計画の構成

この計画は、次の事項をもって総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、防災体制の万全を期すために策定する。

なお、この計画は、洲本市防災会議が策定する洲本市地域防災計画の「原子力災害対策編」である。

- 1 市及び兵庫県、市の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務
- 2 防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達等
- 3 災害復旧に関する事項別計画
- 4 その他洲本市防災会議が必要と認める事項



第3 災害の範囲

この計画における「原子力災害」とは、次の場合を指す。

また、この計画は、原子力災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に適用する。

- 1 県外の原子力施設における事故により放射性物質が環境中に放出され、市民の生命、身体及び財産に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合
- 2 放射性物質の事業所外運搬において、放射性物質又は放射線が異常な水準で当該運搬に使用する容器外に放出され、市民の生命、身体及び財産に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合
- 3 放射性物質取扱施設で放射性物質又は放射線が異常な水準で施設外に放出され、市民の生命、身体及び財産に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合
- 4 放射性物質を取り扱う施設外において放射性物質が発見され、市民の生命、身体及び財産に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合

第4 計画の運用

1 計画の見直し

この計画は、原子力災害に関する諸般の状況の変化に対応し、必要に応じて見直し、修正を加える。

2 他計画等との関係

この計画に特別の定めがない事項については、自然災害に準じて対策を立てることとし、「第3編 地震災害応急対策編」及び「第5編 風水害等応急対策編」を準用する。

第5 用語の意義

この計画において使用する主な用語の意義について、次のとおり定める。

計画中で使用する用語	用語の意義
市計画	洲本市地域防災計画をいう。
本部	洲本市災害対策本部をいう。
県本部	兵庫県災害対策本部をいう。
県計画	兵庫県地域防災計画をいう。
防災関係機関	淡路広域消防事務組合、県、市の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等を総称していう。
消防本部等	淡路広域消防事務組合をいう。
消防団	洲本市消防団をいう。
警察署	洲本警察署をいう。
避難所 (指定避難所)	災害の危険性があり、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として市長が指定したものをいう。
避難場所 (指定緊急避難場所)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市長が指定したものをいう。

第2節 市及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市及び県、自衛隊、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関は、原子力災害に関し、主として次に掲げる事務又は業務を処理する。

第1 洲本市

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
洲本市	市の地域に係る災害予防の総合的推進	市の地域に係る災害応急対策の総合的推進	市の地域に係る災害復旧の総合的推進

第2 兵庫県

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
教育委員会 (淡路教育事務所)		1 教育施設(所管)の 応急対策の実施 2 児童生徒の応急教育 対策の実施	児童・生徒のこころのケ アの実施
県警察本部 (洲本警察署)		1 情報の収集 2 救出救助、避難誘導 等 3 交通規制の実施、緊 急交通路の確保	
淡路県民局	1 県、市町、防災関係 機関の災害予防に関す る事務又は業務の総合 調整 2 市町等の災害予防に 関する事務又は業務の 支援 3 防災に関する組織体 制の整備 4 原子力災害に関する 知識の普及・啓発 5 防災訓練の実施	1 県、市町、防災関係 機関の災害応急対策に 関する事務又は業務の 総合調整 2 市町等の災害応急対 策に関する事務又は業 務の支援 3 災害応急対策に係る 組織の設置運営 4 災害情報の収集・伝 達 5 災害情報の提供と相 談活動の実施 6 県民の防護活動に対 する支援 7 交通の確保対策の実 施 8 県所管施設の応急対 応の実施	1 県、市町、防災関係 機関の災害復旧に関す る事務又は業務の総合 調整 2 市町等の災害復旧に 関する事務又は業務の 支援 3 県所管施設の復旧

第3 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
農林水産省 近畿農政局 (兵庫県拠点)		応急用食料の情報収集・運搬等に関する支援	食の安全性に関する広報
国土交通省 近畿地方整備局 兵庫国道事務所 (洲本維持出張所)		災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保	
神戸地方気象台		気象・地象・水象に関する観測、予報、警報及び情報の発表並びに伝達	
近畿地方環境事務所		1 緊急時モニタリングの実施 2 緊急時モニタリングに必要な資機材等の地方公共団体間の斡旋・調整	
第五管区 海上保安本部 (神戸海上保安部)		1 原子力緊急事態宣言に関する情報の伝達 2 避難等の防護対策の実施・支援 3 海上における放射線モニタリング支援 4 事故情報の提供 5 海上における人命救助 6 海上における消火活動 7 避難者、救援物資等の緊急輸送 8 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 9 危険物積載船舶等に対する荷役の中止及び移動の命令	1 海洋環境の汚染防止 2 海上交通安全の確保

第4 自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
陸上自衛隊 第3師団 (第3特科隊)		1 緊急時モニタリング支援 2 被害状況の把握 3 避難の援助	
海上自衛隊 呉地方隊 (阪神基地隊)		4 人員・物資の緊急輸送 5 緊急時のスクリーニング及び除染	

第5 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
独立行政法人国立 病院機構（近畿ブ ロック事務所）		災害等発生時における医療救護	
日本赤十字社 （兵庫県支部）		1 災害等発生時における警戒 区域以外の地域の医療救護 2 こころのケア（看護師等 による心理的・社会的支援） 3 救援物資の配分	
日本放送協会 （NHK神戸放送局）		1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施	被災放送施設の復旧
西日本電信電話(株) （兵庫支店）		1 電気通信の疎通確保と設備 の応急対策の実施 2 災害発生時における非常緊 急通信	被災電気通信設備の 災害復旧
(株)エヌ・ティ ・ティ・ドコモ関西			
エヌ・ティ・ティ・ コミュニケーションズ(株)			
日本通運(株) （各支店）		災害等発生時における緊急陸上 輸送	
関西電力送配電(株) （淡路配電営業 所）		1 電力供給施設の応急対策の 実施	被災電力供給施設の 復旧
KDDI(株) （関西総支社）		電気通信の疎通確保と設備の応 急対策の実施	被災電気通信設備の 災害復旧
ソフトバンク(株)		電気通信の疎通確保と設備の応 急対策の実施	被災電気通信設備の 災害復旧
楽天モバイル(株)		電気通信の疎通確保と設備の応 急対策の実施	被災電気通信設備の 災害復旧

第6 指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
淡路交通(株)		災害等発生時における緊急陸上 輸送	
（一社）兵庫県トラ ック協会 （淡路支部）			
(株)ラジオ関西		1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施	被災放送施設の復旧
(株)サンテレビジ ョン			
兵庫エフエム放送 (株)			
洲本市医師会		災害等発生時における医療救護	外傷後ストレス障害 等の被災者への精神 的・身体的支援

第7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
(一社)兵庫県 タクシー協会 (淡路島支部)		災害等発生時における緊急陸上輸送	

第3節 被害の想定

第1 趣旨

市に係る原子力関連施設等の現状を把握し、防災対策の参考とする。

第2 内容

本市には、放射性物質を取り扱う施設（放射性同位元素等取扱事業所）が3事業所立地しているが、取り扱っている放射性物質の量が少ないため、災害による被災や火災等によって施設外に放射能が漏れるおそれは小さいと考えられる。

また、放射性物質は、運搬中を除き、基本的に関係法令により許可を受け又は届出を行った事業所の外で放射性物質が発見されることはないと考えられる。

しかしながら、全国的に見ると毎年のように放射性同位元素の紛失・誤廃棄が発生しており、関西においても、想定外の場所で放射性物質が発見された事例がある。

この様な場合、消火や救助活動に当たって不用意に線源に近づくことは、消防職員等が被ばくするおそれがあるほか、火災や爆発によって放射性物質が飛散する可能性も想定される。

そのため、本計画では、放射性物質取扱施設に係る事故、運搬中における事故等により、施設敷地外において放射性物質あるいは放射線が放出される事態を想定する。

1 原子力発電所事故災害

関西広域連合広域防災局では、福井県内に立地する高浜、大飯、美浜、敦賀各原子力発電所、高速増殖炉研究センター及び原子炉廃止措置研究開発センターでの事故災害を想定し、UPZ（原子力施設から半径30km圏）外でも一定の防御措置を準備しておく必要があるとされている。

ここでは、不測の事態にも対処できるよう、予期されない事態によって原子力施設の格納容器等の大規模な損壊に至る事態を仮定し、本市においても、万一に備えた対応を検討する。

2 核燃料物質、放射性同位元素等の事業所外運搬災害

L型輸送物、A型輸送物及びIP輸送物は、万一収納物の漏えいが生じた場合でも一般公衆の被ばくが定められた線量の限度を超えないよう、収納物の放射能の量、放射線量率が制限されている。また、B型輸送物は、収納する放射能の量が多いため、極めて頑丈な輸送容器で安全性を担保することとされている。

一方で、輸送に当たっては、輸送物の種類に応じ、放射性物質である旨の標識を付け、関係書類や測定機器、保護具を携行することとされており、B型輸送物の一部については専門家の同行が義務づけられているなど、事故発生に備えた対策も講じられている。

さらに、原災法では、事業所外運搬時に容器から1m離れた場所において100 μ Sv/h以上の放射線量が検出された場合には、原子力事業者が国、県、市町へ通報することとされ（特定事象）、10mSv/h以上の放射線量が検出された場合には原子力緊急事態宣言が予定されている。

ここでは、輸送中の事故や自然災害による被災等による放射能の容器外への漏えいにより、原子力緊急事態に至る場合を想定し、万一の事態に備え、関係法令等に基づき、本市が県やその他防災関係機関と講じるべき対策について定める。

■ 輸送物の種類

種 類	概 要	主な用途	
		核燃料物質 核原料物質	放射性同位元素 放射性医薬品
I P 輸送物	放射能濃度が低いものなど、危険性が比較的小さいものに限定することで安全性を確保する輸送物	低レベル放射性廃棄物、未照射天然ウラン、原子炉廃材等	低レベル放射性廃棄物
L型輸送物	1 輸送物中の放射性物質の収納量を極少量に制限することにより、その危険性を極めて小さなものに抑えたもの	微量の放射性資料等	微量の線源（放射性同位元素装備機器、放射線照射器具、放射性医薬品、実験用トレーサー等）
A型輸送物	1 輸送物中の放射性物質の収納量を一定量に制限するとともに、通常予想される出来事（降雨、振動、取扱中の衝撃）に対する強度を持たせたもの	原子力発電所用の新燃料集合体、六フッ化ウラン、二酸化ウラン等	放射線照射装置の密封線源、放射線応用計測器の密封線源等
B型輸送物	1 輸送物中に大量の放射性物質を収納しているため、輸送中に遭遇する大事故（火災、衝突、水没等）にも十分に耐えられるように、極めて強固な放射性輸送物としたもの	使用済核燃料、高レベル放射性廃棄物、MOX燃料集合体等	放射線照射装置の密封線源、放射性医薬品の原料等

※放射性物質の輸送は、全国で年間約 28 万回実施されており（平成 20 年・国土交通省）、兵庫県内においても医療用線源や核燃料物質の輸送が行われている。このうち、B型輸送物及び強化セキュリティレベルに係るA型輸送物の輸送については事業者等が県公安委員会に届け出る必要があるが、セキュリティ上、輸送ルートや日時は非公開とされている。

3 放射性同位元素等取扱事業所災害等

市内の放射性同位元素等取扱事業所については、これまで、施設の火災、事故、又は地震等自然災害によっても大きな被害は発生していないが、万一に備えた対応を検討しておく必要がある。

ここでは、自然災害による施設の被災、施設の火災、被ばく者の発生等の事故があり、施設敷地外まで放射性物質あるいは放射線が放出される事態を想定する。

4 不法廃棄等事案

放射線は目に見えないため、放射性物質が管理区域外で発見されることはまれである。しかしながら、福島第一原発事故以降、民間団体や個人で線量計を購入して空間線量を計測するケースも増えており、思わぬ場所で発見されることは十分考えられる。

また、放射性物質のまきちらしや爆破など、犯罪やテロに使われる可能性もある。

ここでは、管理区域外での放射性物質の発見、故意の廃棄・まきちらし等を想定するが、これらの事態については、発生場所や規模をあらかじめ想定しておくことは困難である。

Ⅱ 災害予防計画

第1章 基本方針

第1節 基本方針

第1 計画の目的

この計画は、原子力災害が発生した場合を想定し、人命救助、消火活動、市民の安全及び被害の拡大防止を図るため、防災関係機関及び関係団体がとるべき予防対策について定める。

なお、原子力災害等への備えは、原子炉等規制法、放射性同位元素等規制法等の関係法令に基づき、国及び事業者において万全を期すべきものであるが、県は、災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するための備えを平時から行うこととしている。

第2 原子力災害に関する基本的な考え方

放射性物質を取り扱う事業所等は、法令の規定に基づき、事業所等の安全性の確保に万全を期すとともに、災害等の発生防止に関し万全の措置を講じるものとする。

市は、放射性物質の輸送中の事故や放射性物質取扱施設における災害に備え、市民への情報提供や原子力災害に関する知識の普及・啓発を行う。

放射性物質輸送の安全規制に係る主な法令

	陸上輸送	海上輸送	航空輸送
核燃料物質	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉等規制法 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則 核燃料物質等車両運搬規則 	<ul style="list-style-type: none"> 船舶安全法 危険物船舶運送及び貯蔵規則 船舶による放射性物質等の運送基準の細目を定める告示 	<ul style="list-style-type: none"> 航空法・同法施行規則 航空機による放射性物質等の運送基準を定める告示
放射性同位元素等	<ul style="list-style-type: none"> 放射性同位元素等規制法・同法施行規則 放射性同位元素等車両運搬規則 	<ul style="list-style-type: none"> 船舶による危険物の運送基準を定める告示 	
放射性医薬品	<ul style="list-style-type: none"> 医薬品医療機器等法 放射性医薬品の製造及び取扱規則 放射性物質等の運搬に関する基準 		

第2章 災害応急対策への備えの充実

第1節 組織体制の充実

〔総務部消防防災課〕

第1 趣 旨

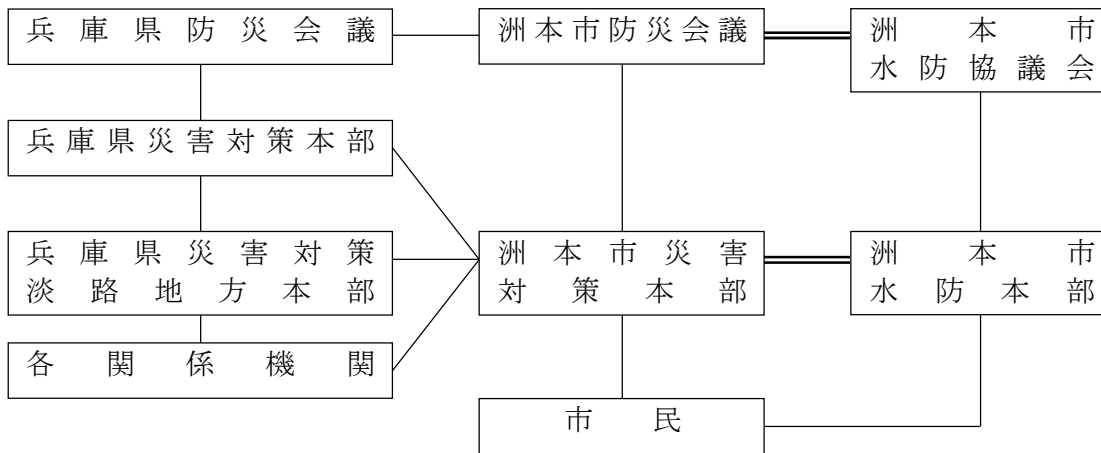
原子力災害対策に係る平時からの防災組織体制について定める。

第2 内 容

市は、市における総合的な防災対策を推進するため、平時から防災に係る組織体制の整備及び充実に努める。

市における防災組織は次のとおりである。

なお、防災組織体制の整備に当たっては、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画の拡大を図る。



1 洲本市の防災組織体制

(1) 洲本市防災会議

災害対策基本法及び洲本市防災会議条例に基づき、洲本市地域防災計画の策定及びその実施を推進するため、洲本市防災会議を設置する。

(2) 洲本市災害対策本部

市長は、災害対策基本法及び洲本市災害対策本部条例に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特にその対策又は防災活動の推進を図る必要があると認めるときは、洲本市地域防災計画の定めるところにより、洲本市災害対策本部を設置する。

2 災害対策要員等の確保体制

市は、災害発生時の初動体制に万全を期し、特に緊急的に必要な災害対策要員等の確保に努める。

(1) 24時間監視・即応体制の確立

市は、災害の監視及び災害情報の収集・伝達体制等を確保するため、勤務時間外においても当直（日直・宿直）体制を実施する。

(2) 職員の体制

市は、災害発生時における職員の体制につき、以下の事項をあらかじめ取り決めておくこととし、職員に対しては定期的な訓練を通じ、周知徹底を図る。

- ① 参集基準
- ② 夜間、休日に災害が発生した場合における電話連絡網を使った参集体制
- ③ 応急活動時に使用する資機材の保管場所、使用方法の周知
- ④ フェニックス防災システム端末の使用方法的習熟

(3) 情報収集伝達体制の強化

職員の情報分析力の向上を図るとともに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるなど、情報収集伝達体制の強化に努める。

3 市業務継続計画の運用

市は、大規模災害時等において、市の行政機能が一部停止することによる市民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、「洲本市業務継続計画」(Business Continuity Plan: BCP)を策定しており、今後は適切な運用を図る。

- (1) 大規模災害での被害を最小限にとどめるため、災害応急対策業務に万全を尽くす。
- (2) 市の行政機能が一部停止することによる市民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、市長不在時の明確な代行順位、本庁舎が使用できなくなった場合の代替施設の特定、保有するコンピューターシステムや重要な行政データのバックアップ対策を講じるとともに、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。
- (3) 災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務の継続を図るため、早期参集等により必要な要員を確保するとともに、執務室をはじめ、電気・水・食料や災害時にもつながりやすい多様な通信手段等にかかる業務資源の確保に努める。
- (4) 定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

4 防災関係機関

防災関係機関は、災害対策基本法の規定に基づき、予防及び応急対策の的確かつ円滑な実施のため、必要な組織を整備し、絶えずその改善に努める。

5 消防団

消防団は、その設備及び人員を活用して、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減することを任務としている。

このため、必要な人員数を確保するとともに、災害時において迅速に活動できるよう、常に機材の点検整備及び訓練を実施することにより、技能の研鑽を図る。

また、平時から市民、町内会及び自主防災組織等と連携し、市民の防災に関する意識及び技能向上に努める。

6 市民

防災対策の根本は、市民一人ひとりが防災意識を高め、災害に備える気運を醸成することにある。

このため、市は、各種広報活動や町内会等を中心とした防災学習・訓練を通じ、市民の防災意識向上に努めるとともに、地域の高齢化等の問題等を踏まえ、地域の実状に則した効果的な自主防災組織の育成強化を図り、市民が自主的な防災活動を行う環境整備に努める。

7 事業所

消防法第8条の規定により消防計画を策定する事業所、及び地域の安全と密接な関連がある事業所については、災害の未然防止に努め、利用者及び従業員の安全を確保するとともに、災害の拡大防止に努めることが望まれる。

したがって、市は、各事業所に対し、自衛的かつ自主的な防災組織を編成し、事業所内における安全を確保するとともに、地域の消防団及び自主防災組織等と密接な連携を図り、地域の安全に積極的に寄与するよう指導する。

第2節 研修及び訓練の実施

〔総務部消防防災課・総務課 消防本部〕

第1 趣 旨

職員等の原子力災害等の対策に関する研修・訓練について定める。

第2 内 容

1 研 修

市は、県（危機管理部）と連携して、原子力災害等の対策業務に携わる者の充実・育成を図るため、原子力災害等の対策に関する次に掲げる事項について研修を実施する。

なお、研修の実施方法として、専門家招へいによる講習会のほか、関係機関が行う研修等を活用する。

- (1) 対象原子力災害等の対策体制及び組織に関すること
- (2) 対象原子力災害等の内容とその特性に関すること
- (3) 放射線による健康への影響及び放射線防護（放射線防護に係る指標を含む）に関すること
- (4) モニタリング実施方法及び放射線測定機器に関すること
- (5) 防災対策上の諸設備に関すること
- (6) 緊急時に県、国、原子力事業者等が講じる対策の内容に関すること
- (7) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- (8) 避難退域時検査、原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること
- (9) その他緊急時の対応に関すること

2 防災訓練

市は、原子力災害等に係る訓練を、防災訓練の一項目として取り入れ、防災関係機関と連携を図りながら、現場における判断力の向上、迅速・的確な活動に資する実践的な訓練となるように工夫するよう努めるとともに、自主防災組織等への防災訓練に関する指導を行うよう努める。

さらに、国及び県等が企画・実施する訓練に、必要に応じて参加する。

第3節 情報の収集・連絡体制の整備

〔総務部消防防災課・総務課 企画情報部広報情報課〕

第1 趣 旨

災害時の情報収集・連絡体制と通信手段の確保等について定める。

第2 内 容

1 防災関係機関との連携体制の整備

県は、平常時から国と連携し、緊急時における情報を取得するための体制の構築、及び立地県等との間で原子力発電所等における異常事態発生時の連絡方法を定めるなど、情報収集・共有体制を整備・充実する。

市は、県との連絡調整窓口を設置し、平常時から原子力防災に関する情報の交換に努める。

2 フェニックス防災システム（県災害対応総合情報ネットワークシステム）の活用

市、消防本部、県本庁関係課室、各県民局・県民センター、関係地方機関、県警察本部・警察署、自衛隊、第五管区海上保安本部（神戸海上保安部）、国（海上保安庁等）、ライフライン事業者等の各防災関係機関を結ぶフェニックス防災システムの活用により、市域のみならず、県・国との連携を強化し、迅速かつ的確な応急対応を図る。

県は、上記システムの機能について、大規模災害時等の迅速かつ的確な応急対策を実現するため、常に見直しを図ることとしており、この他にホームページ、Lアラート（災害情報共有システム）、ひょうご防災ネット等を通じて、広く県民等への情報提供を行っている。

市は、県と連携して、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるように努める。

なお、避難指示等の発令や避難所開設の状況については、Lアラート機能と連携し、報道機関に情報提供を行っている。

3 テレビ会議システムによるホットラインの活用

災害時に市、県、県民局等が災害情報を共有し、応急対策についての協議等を行うため、テレビ会議システムを県災害対策センター、市、県民局等に配備している。

市は、テレビ会議システムの活用習熟に努める。

4 災害時非常通信体制の充実強化

市及びその他の防災関係機関は、災害時等に加入電話、自動車電話又は携帯電話が使用できない時で、他の有線通信が利用することができないか、又は利用することが著しく困難な場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図る。

また、非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所への設置を図り、非常通信訓練の実施に努め、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

5 情報伝達手段の整備促進

市は、災害時における住民への情報伝達手段の整備の推進を図る。

特に、障害者世帯や高齢者世帯等については、戸別受信機等を設置するなど、より確実な情報伝達手段の確保に努める。

6 ひょうご防災ネットの普及促進

市は、避難に関する情報などの緊急情報や気象情報等を配信する「ひょうご防災ネット」を提供するとともに、スマートフォン用アプリの開発及び機能の充実を図り、「ひょうご防災ネット」の普及促進を図る。

7 新規情報通信設備の構築検討

市は、災害情報の伝達及び市民への広報等に利用する主要な手段として、主に有線（CATV網）を活用しており、有線による通信は、市内全域に安定した通信機能を提供しているが、災害発生による断線が懸念され、補完的な通信網の整備が必要である。

このため、市は今後、既存の情報通信基盤との役割を整理し、現在及び近い将来において普及が見込まれる他の代替可能な新規情報通信基盤と長所短所を比較した上で、市民の需要を踏まえつつ、有線の補完的役割を果たす通信網の整備について検討する。

8 その他情報通信連絡網の整備

市は、災害情報の提供及び伝達手段として、CATV（特別番組、文字放送、屋外スピーカー及びCATV告知端末機による一斉告知）、市のホームページ及びひょうご防災ネット、エリアメール（NTTドコモ）、緊急速報メール（KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル）、孤立集落地区においてはIP無線等を活用するとともに、報道機関等の協力を得るなど、災害時における多様な情報通信連絡網の整備充実に努める。

9 J-ALERT（全国瞬時警報システム）の運用

市は、住民が直ちに命を守る行動が求められる各種警報等や緊急情報を、国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から兵庫衛星通信ネットワークを用いて受信し、CATV告知放送システム、防災サイレンの自動起動により、住民に緊急情報を瞬時に伝達する「全国瞬時警報システム（J-ALERT）」を運用する。

10 平常時の取組

市は、災害発生時の輻輳を考慮し、災害用伝言サービスや比較的つながりやすいメール等の活用を、自主防災組織の防災学習会、訓練等を通じ、住民に周知することに努める。

また、職員の情報分析力の向上を図るとともに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるなど、情報収集伝達体制の強化を進める。

第4節 災害広報体制の整備

〔総務部消防防災課・総務課 企画情報部広報情報課〕

第1 趣 旨

原子力災害等の発生時に、市民等への確かな情報提供ができるよう、必要な広報体制を整備する。

第2 内 容

1 市民等へ広報体制の整備

(1) 広報項目の整理

市は、県（危機管理部）と連携して、市民等に提供すべき情報の項目について整理する。

【情報提供項目】

- ① 原子力施設の状況（緊急事態区分）
- ② 放射性物質の放出状況
- ③ 県内の放射線量の変化
- ④ とるべき防護措置の内容

■屋内退避の注意喚起に係る広報文例

〇〇時〇〇分頃、〇〇原子力施設において放射性物質が周辺の地域に放出される事故が発生しました。

現在のところ、県内においては大気中の放射線量に変化はありません。

今後、原子力施設の状況や風向きによっては、屋内退避が必要となる場合がありますので、防災無線、テレビ、ラジオ等の情報にご注意ください。

■避難指示に係る広報文例

〇〇時〇〇分頃、〇〇道路〇〇付近において核燃料物質を輸送中の車両に事故が発生しました。

今後、この地域では放射性物質による汚染が予想されますので、〇〇地区の住民は直ちに屋内に退避（コンクリート屋内へ退避、〇〇地区へ避難）してください。

(2) 通信手段の整備

市は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線の整備充実をはじめ、CATV、有線放送電話、コミュニティFM放送等のメディアの活用、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力等についても検討し、要配慮者等の個々のニーズにも配慮のうえ、災害時における多様な通信連絡手段の整備充実に努める。

(3) 相談窓口の整備

市は、県（危機管理部）と連携して、市民等からの問い合わせに対応する相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定める。

2 要配慮者等への情報伝達

市は、要配慮者及び観光客等の一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、平常時より、地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、情報伝達体制の整備に努める。

第5節 モニタリング等体制の整備

〔総務部消防防災課〕

第1 趣 旨

放射性物質の放出による市内の環境への影響を把握するため、モニタリング等の実施に必要な体制を整備する。

第2 内 容

1 モニタリングによる監視の実施等

(1) 平常時及び緊急時のモニタリング

市は、県と連携して、洲本総合庁舎内に設置されているモニタリングポストにより、防護対策の基準となる空間放射線量率の常時監視を行う。

県は、原子力施設等で放射線の放出を伴う事故等が発生したときは、国の指示に基づき、環境放射線のモニタリングの強化を図る。

(2) 複合災害への備え

県は、地震、台風等の複合災害が生じた場合、その影響によりモニタリングポストからの情報が入手できなく恐れがあることから、万一モニタリングポストが稼働しない場合に備え、サーベイメーター等による測定等を実施することができるよう体制を整備する。

(3) 飲料水の検査体制の整備

市は、県及び水道事業者等と協力して、飲料水のモニタリングが実施できる体制を整備する。

第6節 防護措置にかかる体制の整備

〔総務部消防防災課・総務課 消防本部〕

第1 趣 旨

防護措置を実施するための体制整備について定める。

第2 内 容

1 情報収集・伝達体制の整備

市は、防護措置の必要性を判断するための情報を迅速に収集し、必要に応じて防護措置の指示を市民等に伝達する体制を整備する。

2 活動用資機材の整備

市、県、警察署、消防本部は、それぞれの役割に応じて、原子力災害等の応急対策に従事する者等が使用する資機材を整備する。

3 避難所の指定

市は、避難所を指定し、その施設、設備の整備に努めるとともに、運営体制の整備を図る。その内容については、「第2編 災害予防計画 第2章 第11節 避難所対策の充実」を準用する。

4 要配慮者等支援体制の整備

市は、要配慮者の防護措置について、迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。その内容については、「第2編 災害予防計画 第2章 第16節 要配慮者支援対策の充実」を準用する。

5 汚染検査、避難退域時検査の体制整備

市、県、警察署、消防本部は、放射能汚染の発生に備え、汚染検査、避難退域時検査のための資機材の整備に努める。

6 安定ヨウ素剤

安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素による内部被ばくを低減する効果に限定され、服用のタイミングによっては効果が大きく異なる一方、副作用*が発生する可能性がある。

UPZ外では、屋内退避や飲食物の摂取制限等の防護措置によって、ヨウ素を含む放射性物質の内部被ばく、外部被ばくの影響を低減できるため、県において安定ヨウ素剤の備蓄は行わない。

※ヨウ素過敏症：発熱、関節痛、浮腫、蕁麻疹様皮疹が生じ、重篤になるとショックに陥るおそれ。

※甲状腺機能異常症：ヨウ素剤を含む製剤の服用により症状悪化のおそれ。

なお、国は、UPZ内外において、安定ヨウ素剤が不足した場合に備えた備蓄を実施している。

また、関西広域連合においても「安定ヨウ素剤貸与に関する覚書」に基づき、関西電力株式会社と貸与可能な数量を調整し、安定ヨウ素剤の確保を行っている。

災害発生時、原子力規制委員会が安定ヨウ素剤の配布及び服用の必要性があると判断した場

合、市は、県及び関係機関と連携し、円滑に配布及び服用できるよう努める。

7 教育機関等における体制の整備

市は、児童生徒及び教職員等の安全確保に万全を期するため、地域の実情等を踏まえ、教育機関等ごとに対応マニュアル等を作成するよう指導に努める。

第7節 県外からの避難の受入れ体制の整備

〔総務部消防防災課 財務部収納対策課 健康福祉部各課 教育委員会各課〕

第1 趣 旨

福井県に立地する原子力施設の事故による他府県からの避難者の受入体制整備について定める。

第2 内 容

1 想定される広域避難

県及び市町は、福井県に立地する原子力施設で事故等が発生した場合、関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」（以下、「ガイドライン」と言う。）に基づき、福井県及び京都府からの避難者を受入れる。

なお、本市は、原子力災害における避難元市町・避難先市町マッチングにより、京都府南丹市（対象人口 3,213 人・R5.4.1 現在）を南あわじ市とともに受入れることになる。

2 避難元との情報共有等

市は、避難者の受入れを迅速かつ円滑に行うことができるよう、京都府南丹市と平常時より交流を図るなど、情報共有・連絡体制を整備しておく。

※共有する情報の例：幼稚園・保育所等の園児数、学校の児童・生徒数、重点区域内の人口及び在宅の避難行動要支援者数、避難経路、避難手段等

3 広域避難の受入体制の整備

市は、広域避難を受入れるための組織体制、受入れが可能な避難所を指定しておくとともに、車両での避難が想定されるため、避難所に車両の保管場所を確保できない場合にも円滑に車両一時保管場所が設置できるよう、あらかじめ候補地の選定を行うよう努める。

また、避難元からの情報を踏まえ、各避難所における食料、飲料水及び生活必需品の必要数を把握しておき、速やかに必要な物資を発注できる体制を整備しておくとともに、市は、一般災害での対応に準じて、食料、飲料水及び生活必需品の配布について、あらかじめ手順を定めておく。

次表に、関西広域連合による原子力災害時の避難元・避難先マッチング（避難所レベル）による結果を示す。

避難元		避難先		避難経路		避難先		避難先	
市町名	地区名1 学区地区 避難先 世帯数 人口	地区名2 地域名 世帯数 人口	集会所 名称 所在地	主な避難経路	避難先 名称 所在地	避難先 名称 所在地	一時待避場所 名称 所在地	避難先 名称 所在地	
神戸市	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	
		和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校
		和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校
		和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校
		和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校
		和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校
		和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校
		和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校
		和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校
		和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校
		和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校
		和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校
		和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校
		和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校	和井小 和井小 学校

※関西広域連合「原子力災害に係る広域避難ガイドライン改訂（平成31年3月）」

第8節 原子力防災に関する知識の普及啓発

〔総務部消防防災課・総務課 消防本部〕

第1 趣 旨

原子力災害等に関する知識の普及及び啓蒙を図るため、防災学習の推進に関する事項について定める。

第2 内 容

1 普及啓発の実施

市は、災害時に的確な行動をとるためには、平常時から原子力災害や放射線等に対する正しい理解を深めることが重要であることから、次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。

また、教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

- 放射性物質及び放射線の特殊性に関すること
- 原子力災害とその特殊性に関すること
- 県、市及び原子力事業者が講じる対策の内容に関すること
- 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項等に関すること

2 専門的情報の提供

市は、原子力災害時に、市民等が伝達情報を理解するための助けとなるよう、あらかじめ市民等が知りたい情報を得られるサイトを整理し、ホームページ等に掲載する。

(1) 放射性物質や放射線に関する情報

国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 量子医学・医療部門
トップページ

<https://www.nirs.qst.go.jp/index.shtml>

「放射線の知識と教養」

https://www.nirs.qst.go.jp/publication/movie/mp4-knowledge_education/index.html

「放射線被ばくのQ&A」

<https://www.qst.go.jp/site/qms/39506.html>

(2) 放射線による健康影響等に関する情報

環境省「放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料」

<https://www.env.go.jp/chemi/rhm/r4kisoshiryo.html>

(3) 原子力防災に関する情報

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 「原子力防災情報」

https://www.jaea.go.jp/04/shien/research2_j.html

(4) 放射線モニタリングに関する情報

原子力規制委員会 「放射線モニタリング情報」

<https://radioactivity.nsr.go.jp/ja/>

3 専門機関等の支援

市は、知識の普及啓発の活動に必要な場合は、国、指定公共機関（国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 量子医学・医療部門、国立研究開発法人日本原子力研究機構）、原子力事業者等に協力を求める。

Ⅲ 災害応急対策計画

第1節 基本方針

〔総務部消防防災課〕

第1 計画の目的

この計画は、災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するため、本市、その他の防災関係機関の緊急時の情報の収集・伝達体制、組織体制、防災関係機関相互の連携の仕組みを盛り込んだ応急活動体制及び必要な対策について定める。

第2 応急対策の概要

1 原子力施設における事故等への対応

兵庫県は、原子力対策重点区域ではないが、放射性物質の大規模な放出があった場合には、区域外においても、施設の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえて、国が必要性を判断して屋内退避の指示を出すこととなっている。

本市は、関西広域連合より兵庫県を通じて、原子力事業者の事故等の情報を収集する。

2 放射性物質の輸送中の事故等への対応

核燃料物質等の輸送中の災害については、原子力災害対策指針において、事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性を踏まえ、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者並びに国が主体的に災害対策を行うこととされている。

また、放射性同位元素等の輸送中の災害についても、法令に基づき事業者等が対応することとされており、事故や火災の状況に応じて消防、警察への通報が行われるのみである。

しかしながら、事故の規模や発生場所によっては、傷病者の発生や立入制限区域の設定、住民避難等の防護措置が必要となる可能性があるため、市として必要な対策を講じる。

3 放射性物質取扱施設における事故等への対応

放射性物質を取り扱う施設における事故等については、法令に基づき施設管理者等が対応することとなっている。

しかしながら、事故の規模や発生場所によっては、傷病者の救助や立入制限区域の設定、住民避難等の防護措置が必要となる可能性があるため、市として必要な対策を講じる。

4 放射性物質の不法廃棄等への対応

放射性物質の不法廃棄等については、放射性物質の種類や事案の内容によって適用される法令が異なり、責任の所在が不明確な場合もあり得るが、市民の不安を惹起し、風評被害を生じるなど、影響が広がるおそれがある場合には、市は、県及び関係機関と必要な対策の調整を行う。

以下に、関係機関の応急対策の概要を示す。

① 県外原子力事業所（福井県内の原子力発電所等）事故災害の場合

事 項	原子力事業者	国・立地県	兵庫県	市町
警戒事態 （警戒事象の発生）	・事象発生の通報	・原子力規制庁・内閣府原子力事故合同警戒本部の設置 ・緊急時モニタリングの準備 【PAZ】 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難・屋内退避準備開始		
施設敷地緊急事態 （特定事象の発生）	・原子力事業者としての緊急事態応急対策の実施	・原子力規制庁・内閣府原子力事故合同対策本部の設置 ・緊急時モニタリングの開始 【PAZ】 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難開始・屋内退避 ・住民の避難準備開始 【UPZ】 ・屋内退避の準備	・災害警戒本部の設置・PAZからの県外避難の受け入れ準備	・災害警戒本部の設置 ・PAZからの県外避難の受け入れ準備
全面緊急事態 （原子力緊急事態の発生）		・原子力災害対策本部の設置 ・原子力災害合同対策協議会の開催 【PAZ】 ・住民の避難開始 【UPZ】 ・屋内退避	・災害対策本部の設置・PAZからの県外避難の受け入れ ・UPZからの県外避難の受け入れ準備	・災害対策本部の設置 ・PAZからの県外避難の受け入れ ・UPZからの県外避難の受け入れ準備
		【UPZ外】 ・状況により屋内退避指示	【国の指示により】 ・県民等への伝達 ・住民の生活支援	【国の指示により】 ・住民の屋内退避指示 ・住民の生活支援
数時間以内	・緊急時モニタリング支援	・緊急時モニタリング ・OIL1超地域特定 【OIL1超地域】 ・避難指示	・広域避難の受け入れ調整	【OIL1超地域】 ・避難指示
1日以内	・避難退域時検査支援	・OIL2超地域特定 【OIL1超地域】 ・避難の実施	・広域避難の受け入れ調整 【OIL1超地域】 ・避難退域時検査実施 ・被ばく傷病者等の搬送	・広域避難の受け入れ 【OIL1超地域】 ・避難の実施

数日以内		飲食物の放射性核種度を測定する区域の特定		
1週間以内		飲食物の放射性核種度の測定・分析、摂取制限の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・広域避難の受け入れ調整 【O I L 2超地域】 ・避難退域時検査実施 ・一時移転の支援（輸送手段の手配等） 	<ul style="list-style-type: none"> 【O I L 2超地域】 ・一時移転の実施
応急対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質による汚染の除去 	<ul style="list-style-type: none"> 【必要に応じ】 ・国民への的確な情報の伝達 ・原子力災害医療の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 【必要に応じ】 ・モニタリングの強化 ・災害広報の実施 ・各種相談の実施 ・交通の確保対策 ・飲食物の摂取制限等 ・放射性物質による汚染の除去に係る協力 	<ul style="list-style-type: none"> 【必要に応じ】 ・モニタリングの強化 ・災害広報の実施 ・各種相談の実施 ・災害時要援護者対策の実施 ・飲食物の摂取制限等 ・放射性物質による汚染の除去に係る協力

② 放射性物質の輸送中の事故、放射性物質取扱施設における事故等の場合

事 項	事業者等	市町・消防本部	兵庫県	国
事故等の発生	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生 of 通報 	<ul style="list-style-type: none"> 消防本部 	<ul style="list-style-type: none"> 警察 災害対策センター 	<ul style="list-style-type: none"> 【核燃料物質の場合】 原子力規制庁
	<ul style="list-style-type: none"> 緊急措置 <ul style="list-style-type: none"> 立入制限区域設定 消火・延焼防止 救出 避難等の危険時の措置 緊急時モニタリング 	<ul style="list-style-type: none"> 施設データの確認 消防隊・救急隊出動 (放射線防護装備) 	<ul style="list-style-type: none"> 事故対応 交通規制 	<ul style="list-style-type: none"> 放射性物質事故対策会議の開催
放射線検出	<ul style="list-style-type: none"> 放射線測定結果 of 報告 	<ul style="list-style-type: none"> 消防本部 	<ul style="list-style-type: none"> 警察 災害対策センター 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制庁
	<ul style="list-style-type: none"> 立入制限区域設定 遮へい 放射能汚染の拡大防止・除去 	<ul style="list-style-type: none"> 消防警戒区域の設定 放射線検出活動 放射線危険区域及び準危険区域の設定 消火活動 救助・救急活動 	<ul style="list-style-type: none"> 災害警戒本部 of 設置 	<ul style="list-style-type: none"> 【特定事象の場合】 <ul style="list-style-type: none"> 関係省庁事故対策連絡会議の開催 専門家の現地派遣 資機材の動員
		<ul style="list-style-type: none"> 【住民等に防護措置が必要となる場合】 住民等の安全確保 (広報・避難誘導等) 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部 of 設置 	<ul style="list-style-type: none"> 【原子力緊急事態に至った場合】 <ul style="list-style-type: none"> 原子力緊急事態宣言の発出 原子力災害対策本部及び現地対策本部の設置 緊急事態応急対策の実施 (モニタリングの支援、実動部隊の派遣、放射線医療の実施、飲食物摂取制限等) 事故発生場所周辺の住民避難等防護対策の指示
被ばく傷病者等の発生	<ul style="list-style-type: none"> 被ばく傷病者等の応急措置 汚染検査・除染 (関係者、周辺環境) 汚染物の保管 	<ul style="list-style-type: none"> 傷病者等の汚染検査 除染措置 消防隊員の汚染検査 除染及び被ばく状況 of 記録 汚染の除去に関する協力 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺環境のモニタリング of 実施・公表 汚染検査・除染に関する協力 災害広報 of 実施 各種相談 of 実施 	
		<ul style="list-style-type: none"> 【必要に応じ】 <ul style="list-style-type: none"> 専門家派遣の要請 消防県内応援の要請 緊急消防援助隊要請 自衛隊派遣の要求 避難所の開設・運営 飲食物の摂取制限 医療・健康等各種相談 of 実施 等 	<ul style="list-style-type: none"> 【必要に応じ】 <ul style="list-style-type: none"> 消防県内応援 of 調整 緊急消防援助隊要請 自衛隊の派遣要請 避難住民への支援 等 	

※特定事象、原子力緊急事態は核燃料物質が対象。

③ 放射性物質の不法廃棄等

事 項	発見者・施設管理者	市町・消防本部	兵庫県	国
放射線の検出	・発見の通報		→警察 →災害対策センター	→ 原子力規制庁
防護対策の実施	・放射性物資の存在の周知 ・周囲への立入禁止措置	【事案に応じて】 ・消防隊・救急隊出動（放射線防護装備） ・放射線検出活動 ・放射線危険区域及び準危険区域の設定 ・救助・救急活動 【住民等に防護措置が必要となる場合】 ・住民等の安全確保（広報・避難誘導等）	・原子力規制庁と対応を協議 ・災害警戒本部の設置 【事案に応じて】 ・交通規制 ・災害対策本部の設置	・状況の確認 ・必要な措置の指示
被ばく者の発生		・傷病者等の汚染検査 ・除染措置 ・消防隊員の汚染検査 ・除染及び被ばく状況の記録 ・汚染の除去に関する協力 【必要に応じ】 ・専門家派遣の要請 ・消防県内応援の要請 ・緊急消防援助隊要請 ・自衛隊派遣の要求 ・避難所の開設・運営 ・飲食物の摂取制限 ・医療・健康等各種相談の実施 等	・周辺環境のモニタリングの実施・公表 ・汚染検査・除染に関する協力 ・災害広報の実施 ・各種相談の実施 【必要に応じ】 ・消防県内応援の調整 ・緊急消防援助隊要請 ・自衛隊の派遣要請 ・避難住民への支援 等	

第2節 迅速な災害応急活動体制の確立

〔総務部消防防災課〕

第1 趣 旨

原子力災害発生時の活動体制及び動員（参集・配備）体制について定めるほか、災害発生時における情報の収集・伝達を迅速、的確に行うために必要な事項を定める。

さらに、災害時に人命又は財産の保護のため、関係機関への応援要請や自衛隊に対し部隊等の派遣を要請する手続及び派遣内容について定める。

第2 内 容

1 初動体制の確立

（1）活動体制

① 市は、原子力災害発生後、速やかに情報収集連絡体制を整えるとともに、県等と相互に緊密に連絡をとり、状況把握に努める。

② 市は、応急対策の活動状況、本部設置状況等を県民局（連絡が取れない場合は兵庫県危機管理部）に連絡する。

応援の必要性がある場合も同様とする。

（2）広域的な応援体制

市は、原子力災害が発生した場合は、県及び関係機関と協力体制をとる。

2 組織の設置

原子力災害発生時における防災組織は、以下のとおりである。

（1）原子力災害対策本部の設置

市長は、原子力災害等の発生により強力な組織をもって災害応急対策を実施する必要があると判断された場合、原子力災害対策本部を設置し、庁内及び関係機関並びに市民等に対し、通知公表する。

名 称	原子力災害対策本部
設置者	市長
本部長	市長
設置場所	市本庁舎災害対策室
設置基準	1 原子力施設における事故等により、市域に防護措置が必要となったとき。 2 放射性物質の運搬中の事故が発生し、市民等に防護措置が必要となったとき。 3 放射性物質取扱事業所における事故等により、市民等に防護措置が必要となったとき。 4 法令に定められた適切な管理が行われていない放射性物質が発見され、市民等に防護措置が必要となったとき。
廃止基準	1 災害応急対策がおおむね終了したと認められるとき。 2 市民等への被害が生じるおそれが解消したと認められるとき。
組織・運営	災害対策基本法、洲本市災害対策本部条例、洲本市災害対策本部設置要綱の定めるところによる。

原子力災害発生時等の組織体制については、「第3編 地震災害応急対策編 第2章 第1節 組織の設置」を準用する。

(2) 原子力災害警戒本部

名 称	原子力災害警戒本部
設置者	総務部長
本部長	総務部長
設置場所	市本庁舎災害対策室
設置基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 原子力施設において全面緊急事態が発生したとき。 2 原子力施設における事故、あるいは核実験により、市内に放射性物質の影響が出るおそれがあるとき。 3 放射性物質の運搬中に事故が発生し、放射性物質又は放射線が外部に漏れ、あるいはそのおそれがあるとき。 4 放射性物質取扱事業所における事故等により、放射性物質又は放射線が外部に漏れ、あるいはそのおそれがあるとき。 5 法令に定められた適切な管理が行われていない放射性物質が発見され、市民等に被害が生じるおそれがあるとき。
廃止基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 警戒に当たる必要がなくなると認められるとき。 2 原子力災害対策本部が設置されたとき。
組織・運営	洲本市災害警戒本部設置要綱の定めるところによる。

(3) 原子力災害現地対策本部

名 称	原子力災害現地対策本部
設置者	市長
本部長	災害対策本部長（市長）が、災害対策副本部長のうちから指名する者
設置場所	現地
設置基準	局地的かつ激甚な対象原子力災害等が発生するなど、対象原子力災害等の状況などにより、特に被災地において、災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策を実施するため必要と認められるとき。
廃止基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急対策が概ね終了したと認められるとき。 2 災害応急対策に備えるために設置した場合で、そのおそれが解消したと認められるとき。
組織・運営	災害対策基本法、洲本市災害対策本部条例、洲本市災害対策本部設置要綱の定めるところによる。

3 動員の実施

原子力災害発生時等の動員体制については、「第3編 地震災害応急対策編 第2章 第2節 配備態勢の整備」に定めるところによる。

4 情報の収集・伝達

(1) 原子力施設事故災害発生時の情報伝達

原子力事業者は、原子力施設等において災害が発生した場合、関西広域連合広域防災局を通じて、県に情報連絡を行うことになっている。

県は、必要に応じて、関係機関等から収集した情報を、市町や防災関係機関に提供する。

(2) 放射性物質輸送中の事故、放射性物質取扱施設における事故等発生時の情報伝達

市は、次に掲げる事態を覚知した場合には、第一報を県及び消防庁に対して、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

- ① 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの（発生するおそれがあるものを含む）及び放射性物質の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの。

- ② 原子力災害対策特別措置法第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が消防本部にあったもの。

5 通信手段の確保

市は、災害情報の報告等を行う場合は、フェニックス防災システム等を使用する。

ただし、システムが使用できない等の事情がある場合は、有線若しくは無線電話又はファクシミリ等、最も迅速確実な他の手段を使用する。

なお、報告内容及び報告系統等については、「第3編 地震災害応急対策編 第2章 第3節 情報の収集及び伝達」に定めるところによる。

6 防災関係機関等との連携

市は、大規模な被害により応急活動を実施することが困難になったときは、速やかに防災関係機関に支援を要請する。

(1) 応援の要請

市長は、応急対策等を実施するに当たり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められるときは、災害対策基本法等の関係法令及び相互応援協定等に基づき、協力を求める。

また、知事（県本部長）に対し、応急対策等の応援要請（災害対策基本法第68条）を行う場合は、県危機管理部（県本部事務局）を経由し、まず口頭で連絡し、後日文書によりあらためて処理する。

他の市町等とあらかじめ相互応援協定を締結している場合は、協定書の内容に基づき要請する。

特に、緊急を要すると認められるときは、近畿地方整備局に「災害時の応援に関する申し合わせ」に基づく支援を要請し、リエゾン（情報連絡員）、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣を含む）の緊急対応実施等により被害拡大を防ぐことに努める。

このほか、災害時に備え、協定を締結している民間組織への応援要請については、各協定の内容により対応する。

(2) 受入体制等

① 派遣職員の対応及び経費負担等については、災害対策基本法等の関係法令に定めるところによる。

② 相互応援協定に基づく経費負担は、協定書の定めるところによる。

③ 応援要請に基づく応急対策等に必要な機械器具等は、原則として応援機関が携行していく。

④ 市は、応援要請により派遣された職員の宿泊施設及び食料等の確保を行う。

(3) 自衛隊への派遣要請

自衛隊への派遣要請については、「第3編 地震災害応急対策編 第2章 第4節 防災関係機関等との連携促進」に定めるところによる。

(4) 職員の派遣

市は、県等からの要請に基づき、職員の派遣を行う。

なお、職員を派遣する場合には、派遣先や支援内容に応じた職員の選定に努める。

7 民間事業者等との連携

市は、市長が必要と認める場合、若しくは各部が所管する協定に基づく各種応援の要請について、必要と認める場合は、あらかじめ協定を締結している事業者等に対し、応援要請を行う。

また、協定等に定められた方法により要請を行うことを原則とするが、その暇が無いなど、やむを得ない場合については、連絡可能な手段により行う。

各部で応援要請を行った場合は、要請を行ったこと及びその後の経過について、災害対策本

部事務局に連絡員等を通じ報告する。

8 専門家への協力要請

市は、必要に応じ、県に専門家の派遣を要請する。

第3節 円滑な災害応急活動の展開

〔総務部消防防災課 消防団 市民生活部生活環境課 健康福祉部各課 産業振興部各課 農業委員会事務局 都市整備部各課 消防本部〕

第1 趣 旨

放射線物質による人身事故が発生した場合の応急活動の実施について定める。

第2 内 容

1 災害広報の実施

市は、被災状況、応急対策の実施状況、住民のとるべき措置等について積極的に広報する。

また、広報事項の内容については確実な責任機関から入手するとともに、広報の実施機関名等を記して広報する。

広報を必要とする内容は、概ね次のようなものが考えられる。

- ① 災害状況と応急措置の状況
(事故等の発生場所、事故等の状況、放射性物質の放出状況、国、県、防災関係機関の対応状況〔組織の設置状況等〕等)
- ② 屋内退避の必要性の有無(屋内退避の有効性を併せて周知)
- ③ 避難の必要性の有無、避難所の設置状況
- ④ 市民のとるべき措置
ア デマや風評に惑わされることなく、正確な情報を受けて冷静な行動をとること
イ 市等から出される指示を待って行動すること
- ⑤ 相談窓口の設置状況
- ⑥ 電話・交通機関等の利用制約
- ⑦ 災害伝言ダイヤル(171)の活用
なお、伝達手段については、「第3編 地震災害応急対策編 第2章 第3節 情報の収集及び伝達」に定めるところによる。

2 各種相談の実施

市は、被災者のための相談窓口を設け、市民からの相談又は要望事項を聴取し、その解決を図る。

3 モニタリング活動の実施

市及び県は協力して、国(原子力規制委員会)がリアルタイムでホームページ上に公表している空間放射線量率のデータを監視し、国と連携して市内への影響を調査する。

水道企業団は、国からの指示等により、放射性物質の濃度測定を実施するとともに、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。

■原子力規制委員会 放射線モニタリング情報
<https://www.erms.nsr.go.jp/nra-ramis-webg/>

4 屋内退避等の実施

- (1) 屋内退避の指示及び注意事項

市は、国からの指示があった場合、又は危険情報を把握した場合には、市民等に対し、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。

国から屋内退避の指示があった場合、又は危険情報を把握した場合には、速やかに市民等に対し広報を行う。

なお、屋内退避の指示を行う場合には、次の注意事項を併せて周知する。

- ① 屋外にいる人は、自宅や近くの建物の中に入ることを。
- ② 地震による被害や地震活動等により自宅への退避が困難な場合は、コンクリート施設等の耐震性の高い建物に避難すること。
- ③ 県や市からの指示があるまでは外出を控えること。
- ④ ドアや窓を全部閉め、エアコン・換気扇等を止めること。感染症流行下において、自宅等で屋内退避を行う場合にも、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないこと。
- ⑤ 放射性物質放出後に屋外から帰った場合は、放射性物質を洗い流し、着替えた衣類はビニール袋に保管し、他の衣類と区別しておくこと。
- ⑥ 食品にはフタやラップをし、また飲料水を確保するため、ペットボトル等に水を入れ、密閉しておくこと。
- ⑦ テレビ・ラジオ・防災行政無線等による、市等からの指示などに注意すること。
- ⑧ 感染症流行下において、自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合には、密集を避け、極力分散して退避すること。

(2) 避難・一時移転の実施

市は、国からの指示があった場合、又は危険情報を把握した場合には、O I Lの基準に基づき市民の避難・一時移転を実施する。

また、原子力災害により屋内退避を実施する際に、自然災害が発生し、住宅等の浸水や倒壊等により命の危険が生じるおそれがある場合には、立退きにより自然災害に対する安全を確保し、指定避難所等へ避難し、原子力災害に対する安全を確保することが必要である。

さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、県民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施することが必要である。

<O I Lによる避難・一時移転の判断基準>

基準	防護措置	防護措置の内容
O I L 1 (初期設定値：地上1 mで計測した場合の空間放射線量率が500 μ Sv/h)	避難	空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するもの。 数時間内を目途に区域を特定し、避難を実施。
O I L 2 (初期設定値：地上1 mで計測した場合の空間放射線量率20 μ Sv/h)	一時移転	緊急の避難が必要な場合と比較して放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間当該地域から離れるため実施するもの。 1日内を目途に区域を特定し、一週間程度内に実施。

(3) 避難退域時検査の実施

市は、市民が避難・一時移転することとなった場合、汚染程度の把握、吸入及び経口摂取に

よる内部被ばくの抑制及び皮膚被ばくの低減、汚染の拡大防止のため、避難退域時検査の実施及び避難退域時検査の結果に応じた除染を行う。

① 避難退域時検査場所の開設

市は、次の要件を満たす場所に、避難退域時検査場所を開設する。

- ア 市民が避難所等まで移動する経路に面する場所又はその周辺であること。
- イ 検査場所から避難所等までの移動が容易であること。
- ウ 検査及び簡易除染の実施に必要な面積が確保できる敷地であること。
- エ 資機材の緊急配備、要員の参集が容易であること。

② 避難退域時検査場所の運営

市は、県、国、事業者と協力して、避難退域時検査場所の開設・運営を行う。

避難退域時検査の開設・運営に当たっては、指定公共機関（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）、（公財）高輝度光科学研究センター、（公社）兵庫県放射線技師会の支援を得る。

感染症流行下においては、バックグラウンド値等に配慮しつつ、テント運営等により屋外での実施が可能な会場や十分に換気が可能な会場を優先して選定する、検査等の順番を待つ住民が待合スペース等に滞留しないようにするなど、3つの密を避ける。

③ 避難退域時検査及び簡易除染の実施方法

市は、「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」（原子力規制庁）により、避難退域時検査及び簡易除染を実施する。

＜避難退域時検査における除染基準＞

基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の内容
O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための措置	β線：40,000cpm	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施
		β線：13,000cpm 【1ヶ月後の値】	

(4) 避難所の開設・運営等

市は、市民等に避難・一時退避を指示したときは、必要に応じて、避難所の開設・運営を行う。

なお、避難所の開設・運営については、「第3編 地震災害応急対策編 第3章 第4節 避難対策の実施」に定めるところによる。

(5) 広域一時滞在

① 県内における広域一時滞在

市は、県内他市町域における広域一時滞在の受入協議を県から受けた場合は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れることとして、避難所を提供する。

② 県外への広域一時滞在

市は、他の都道府県への広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受入を希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入を協議するよう求める。

5 要配慮者等支援対策の実施

(1) 要配慮者支援体制について

要配慮者の避難等の支援等を行うため、災害対策本部設置時における横断的な組織として、必要に応じ「要配慮者支援班」を設け、要配慮者の避難支援業務を実施する。

(2) 避難支援

- ① 市は、事前に作成した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画（この場合、避難行動要支援者の同意の有無に関わらず）等を活用し、町内会等の自主防災組織及び民生委員等と協力し、避難情報の伝達及び早期の避難実施を促すとともに、要配慮者等が居宅等に取り残された可能性がある場合など、消防団、警察署及び自主防災組織等と連携し、迅速な発見及び救出に努める。
- ② 市は、町内会等の自主防災組織及び民生委員等の連携協力により、要配慮者の避難誘導が実施され、安全が確保されるよう、普及啓発及び体制の整備に努める。
- ③ 市は、避難所等において、要配慮者を把握し、健康管理等を期するため、保健師等の巡回による相談及び意向調査等を行う。
- ④ 市は、特に援護の必要性の高い者について、県（健康福祉部）と連携し、設備の整った社会福祉施設等における受入れ（一時入所等）を図る。
- ⑤ 人工透析患者は、定期的・継続的に人工透析が、また難病患者等は、継続的に特定の医薬品や治療が必要なことから、災害時における人工透析・難病患者等の対応については、患者に対する適切な医療の供給体制の確保を図ることができるよう配慮する。

(3) 生活支援

- ① おむつ及びポータブル便器等、生活必需品に対する配慮
- ② 乳児用粉ミルク・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む）及びやわらかい食品等、食事内容に対する配慮
- ③ 手話通訳者及びボランティア等の協力による生活支援
- ④ 巡回健康相談、戸別訪問指導及び栄養相談等の重点的实施
- ⑤ 福祉サービスを必要とする独居高齢者及び障害者等に対するケースワーカーの配置、並びに手話通訳者及び訪問介護員の派遣等
- ⑥ 透析患者や難病患者へ支援

(4) 社会福祉施設の被害状況調査の実施及び福祉相談窓口の設置

- ① 市は、社会福祉施設の被害状況調査を行う。
- ② 市は、福祉に関するあらゆる相談に対応できる窓口を設置する。
なお、設置に当たっては、コミュニケーション手段の確保に配慮することとする。

(5) 外国人に対する情報伝達等

市は、県の協力を得て、外国人等の被災情報を把握するとともに、外国語による情報提供及び相談窓口の開設等の実施に努める。

なお、相談の実施や多言語による情報提供に当たっては、ボランティアやNGO団体の協力も得ながら行う。

6 交通確保対策の実施

道路管理者は、警察と連携し、被災状況を把握して、通行の禁止又は制限に関する情報収集に努めるとともに、原子力災害等の発生により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険、被害拡大を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行う。

また、避難車両や緊急通行車両の通行の障害となることを避けるため、交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、ドライバーをはじめ広く市民等に周知する。

7 医療及び健康相談の実施

- (1) 市は、必要に応じて、市民等を対象に、汚染状況の検査（原子力施設における事故等にあつては、避難退域時検査）、汚染の程度に応じた拭き取り等の簡易な除染、医療救護及び健康管理等の所要の措置を行う。

(2) 市は、(1)の簡易な除染で十分に除染できない場合には、患者を原子力災害拠点病院等へ搬送する。

また、原子力災害拠点病院で対応できない場合は、原子力災害医療・総合支援センター（広島大学）へ搬送する。

(3) 原子力施設における事故等の場合は、立地府県等の災害対策本部内に設置される原子力災害医療調整官の助言の下、上記(1)(2)の活動を行う。

(4) 健康福祉事務所等に、市民等の心身の健康に関する相談に応じる窓口を設置する。

また、避難生活者の心身の健康を確保するため、必要に応じ、避難所等における巡回相談を実施する。

8 飲食物の摂取制限及び出荷制限

(1) 飲料水の摂取制限

水道企業団は、国及び県からの指示又は要請があったとき、及び自ら実施したモニタリングの結果等により、国が示す指標等を超え、又は超えるおそれがあると認められるときは、水道水の摂取制限等の必要な措置を行う。

(2) 農林水産物の採取及び出荷制限

市は、国の指導・助言及び指示に基づき、農林水産物の生産者、出荷団体及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

9 県外からの避難者の受入

(1) 広域避難に係る情報伝達と受入準備

① P A Z住民の受入を行う場合

ア 警戒事態発生時

市は、県から警戒事態発生の連絡を受けた場合、速やかに関係部局、避難所等の施設管理者等に広域避難の受入可能性があることを連絡する。

イ 施設敷地緊急事態発生時

市は、県から施設緊急事態発生の連絡を受けた場合、速やかに関係部局、避難所等の施設管理者もしくは運営責任者等にその旨を連絡し、避難者の受入に係る支援体制を整える。
なお、市は、避難元府（京都府）から県及び避難元市町（南丹市）を通じて避難所等の開設準備の要請を受けた場合、避難所等の開設準備を開始する。

ウ 全面緊急事態発生時

市は、避難受入れの要請を受けた場合、速やかに市の関係部局、避難所等の施設管理者もしくは運営管理者等にその旨を連絡する。

② U P Z住民の受入を行う場合

ア 警戒事態及び施設敷地緊急事態発生時

市は、県から警戒事態発生又は施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた場合、速やかに関係部局、避難所等の施設管理者等にその旨を連絡する。

イ 全面緊急事態発生時

市は、全面緊急事態発生の連絡を受けた場合、速やかに関係部局、避難所等の施設管理者もしくは運営責任者等にその旨を連絡し、避難者の受入れに係る支援体制を整える。
また、市は、避難所等の開設準備の要請を受けた場合、避難所等の開設準備を開始する。

ウ O I Lに基づく避難等が指示された後

避難等が指示され広域避難の受入要請を受けた場合、市は、速やかに関係部局、避難所等の施設管理者もしくは運営管理者等にその旨を連絡する。

(2) 避難ができない場合

災害等やむを得ない理由で広域避難ガイドラインで定めた広域避難の受入が困難となった場合、速やかに県に報告する。

(3) 避難所の開設・運営

市は、県から避難所の開設準備又は開設を要請された場合、速やかに避難所となる施設の管理者に対しては避難所の開設準備を、運営責任者に対しては開設を行うよう指示する。

避難所の開設期間は、おおむね2か月程度を目安とする。ただし、小中学校等の教育施設を避難所としている場合は、教育への影響に配慮し、避難所の早期解消を図る。

また、避難所への受入に当たっては、避難者名簿を作成する。

避難受入時の確認内容例は、以下のとおり。

住所（地区名）、氏名、避難所名、要配慮者かどうかの確認、家族の避難状況、避難退域時検査の有無

（UPZ圏住民のみ）※等

※UPZ圏からの避難者の受入れを行う場合、避難所等において、国（避難元府県）が発行する通過証等で、避難退域時検査を受けているかどうかの確認を行う。

PAZ圏住民は通過証等を携行していないため、避難予定者名簿に基づき、当該避難者がPAZ圏内住民かどうかを確認する。

避難所の開設・運営については、「第3編 地震災害応急対策編 第3章 第4節 避難対策の実施」に定めるところによる。

(4) 避難者の相談及び情報提供

市は、避難者の様々な意見・相談等に適切に対応できるよう、避難元市（南丹市）が必要に応じて設ける相談窓口の設置に協力する。

また、避難元市（南丹市）と連携し、避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護などの避難生活に必要な情報や、帰還支援に関する情報の提供に努める。

10 消火・救急救助活動の実施

消防本部は、事業者等から火災や事故発生の通報があったときは、放射性物質の漏えい、放射線の放出並びにそのおそれの有無を確認する。

状況が不明な場合は、消防隊、救助隊の出動に際し、放射線防護装備を携帯させるなど、放射性物質及び放射線の放出があるものとして対処する。

消防本部は、放射性物質や放射線による事故であることが判明した場合には、遅滞なく県内応援、緊急消防援助隊の派遣を要請する。

市は、状況に応じて、市民等の避難の呼びかけ、避難所の開設等の措置を実施する。

11 放射性物質の不法廃棄等への対応

市、消防本部、警察は、放射性物質を発見した旨の通報を受けたときは、県、原子力規制委員会に連絡するとともに、必要に応じて、放射線量の測定、周囲の立入禁止等の措置をとる。

原子力規制委員会 原子力規制庁総務課事故対処室	
TEL : 03-5114-2112	FAX : 03-5114-2183
確認・連絡すべき事項	
① 発見場所	
② 連絡担当者の氏名／連絡先	
③ 発見した物質の詳細（名称、状態、表示、形状、重量、寸法等）	
④ 放射性物質の保管状況（住宅の有無など周囲の状況等）	
⑤ 放射線量の値（測定器までの距離など測定条件、測定器等）	
⑥ 放射性物質の所有経緯	
⑦ 放射性同位元素等規制法や原子炉等規制法の許可等の有無	
⑧ 他機関への連絡の有無	

IV 災害復旧計画

第1 放射性物質による環境汚染への対処

〔総務部消防防災課 由良支所 五色総合事務所〕

市は、事業者等が行う放射性物質による環境汚染の除去に対し、必要な協力を行う。

第2 環境放射線のモニタリング結果の公表

〔総務部消防防災課 由良支所 五色総合事務所〕

市は、県による環境放射線のモニタリングの結果について、速やかに市民に公表する。

第3 各種制限措置の解除

〔総務部消防防災課 産業振興部農政課・農地整備課・林務水産課〕

市は、県から各種制限措置の解除の指示があったときは、特別の理由がない限り、応急対策として実施された、立入制限、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等の制限措置を解除する。

第4 風評被害等の影響の軽減

〔総務部消防防災課 産業振興部農政課・林務水産課・商工観光課〕

市は、原子力災害等によってなされた各種制限措置が全て解除されたときは、当該地域における安全が回復した旨を発表する。

また、風評による影響を受けた業界に対し、地元産品のPR、誘客キャンペーン、物産展等による支援を検討する。

第5 心身の健康相談体制の整備

〔健康福祉部福祉課・子ども子育て課・健康増進課・サービス事業所〕

市は、県、国、専門家等の意見を聴いて、必要に応じて、応急対策にあたった職員、防護対策を講じた地域の市民等を対象とする健康調査を実施する。

その際、放射線との関連が明らかな疾患だけでなく、こころのケア等も含めた健康状態を把握するための長期的な健康評価の必要性を考慮する。

また、通常健康相談窓口において相談に応じるほか、必要に応じて、県、国、専門機関等の相談窓口を紹介する。

原子力防災用語解説

行	用語	説明
あ	安定ヨウ素剤	<p>原子力施設などの事故に備えて、服用のために調合した、放射線を出さないヨウ素のこと。</p> <p>事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が、呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に蓄積され、放射線障害が生じる可能性がある。</p> <p>安定ヨウ素剤を予め服用し、甲状腺を安定ヨウ素で満たすことで、事故時に体内に吸収された放射性ヨウ素が甲状腺に取り込まれず、大部分が体外に排出されることになる。</p>
	屋内退避	<p>窓・扉などの開口部を閉め、換気は止めて屋内に留まること。原子力災害対策特別措置法に基づく周辺住民の屋内退避・避難は、原子力災害の状況、緊急時モニタリングの結果など、専門家の助言に基づいて、原則として原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）が指示する。</p> <p>緊急時には、災害対策基本法に基づき都道府県の判断で指示が出されることもある。</p>
	オフサイトセンター	<p>緊急事態応急対策拠点施設の通称。</p> <p>原子力災害が発生した時に、国、都道府県、市町村などの関係者が一堂に会し、原子力防災対策活動を調整し円滑に推進するための拠点となる施設。</p>
か	外部被ばく	<p>放射線（アルファ線、ベータ線、ガンマ線、中性子線）により人体の外部から被ばくすること。</p> <p>被ばくは放射線に当たっているときにだけに限られ、放射線源から当たらない範囲に離ればそれ以上の被ばくはなくなる。</p>
	緊急事態応急対策	<p>原子力災害対策特別措置法第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があった時から同条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策。具体的には、原子力緊急事態宣言の発出、災害に関する情報収集・伝達、避難指示、放射線量の測定、被災者の救助・保護、緊急輸送の確保等のこと。</p>
	緊急事態区分	<p>緊急時に、原子力施設の状況に応じて定める区分。警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態に分けられる。</p>
	空間放射線量率	<p>ある時間内に空気中を通過する放射線の量を言う。</p> <p>平常時や緊急時モニタリングにおける重要な測定項目のひとつである。</p> <p>ガンマ線による空気吸収線量率又は照射線量率はサーベイメータ、連続モニタ、可搬式モニタリングポスト等により測定される。</p>

行	用 語	説 明
	警戒事象	<p>その時点では、住民等への放射線による影響やそのおそれ が緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発 生又はそのおそれがある事象。 この事象が発生すると、警戒事態となる。 警戒事態を判断するEAL（緊急時活動レベル）として、 具体的な事象が定められている。</p>
	原子力災害医療	<p>原子力災害による被ばく傷病者等に対する医療活動。 具体的には、トリアージ、救急措置、避難退域時検査・指 導、簡易除染、防護指導、健康相談、救護所・避難所等にお ける医療活動等を行う。</p>
	原子力緊急事態	<p>原子力施設において施設内の異常な事態により、放射性物 質又は放射線が原子力災害対策特別措置法第15条に定められ た異常な水準で施設外へ放出される状態、又はそのおそれの ある事態。緊急事態区分の「全面緊急事態」に相当。 内閣総理大臣は、原子力緊急事態の報告があったときは、 同法第15条第2項に基づき、直ちに「原子力緊急事態宣言」 を行う。</p>
	原子力災害合同対策協議会	<p>内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言があったとき、国と 地方公共団体の連携強化のためオフサイトセンターに設けら れる協議会。 情報の共有化を図り、応急対策などを協議する組織。 原子力災害現地対策本部、都道府県災害対策本部、市町村 災害対策本部並びに指定公共機関及び事業者等で構成され る。</p>
	現地事故対策連絡会議	<p>原子力施設で原災法第10条に規定された通報事象が発生し た場合に、現地で情報共有や応急対策準備の検討を行って警 戒体制を整えるための連絡会議。 原子力防災専門官などの国の職員、地元自治体の職員、警 備当局、原子力事業者などで構成される。 原子力緊急事態宣言の発出後は、原子力災害現地対策本部 に移行する。</p>
	個人線量計	<p>個人の外部被ばく線量を測定する計器。</p>
さ	サーバイメータ	<p>放射性物質又は放射線に関する情報を簡便に得ることを目 的とした、携帯用の放射線測定器の総称で、放射線量率測定 用と放射性汚染測定用がある。</p>
	除染	<p>身体や物体が放射性物質によって汚染した場合に、必要に 応じこれを除去すること。 身体の除染の方法としては、衣服の洗濯、全身シャワーに よる除染などがある。 避難退域時検査場所等において簡単に実施できる脱衣や拭 き取りなどの簡易な除染を「簡易除染」と言う。</p>

行	用語	説明
	シーベルト (Sv)	<p>人体が放射線を受けた時、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位。</p> <p>放射線の種類やそのエネルギーによる影響の違いを放射線荷重係数として勘案した、臓器や組織についての「等価線量」、人体の臓器や組織による放射線感受性の違いを組織荷重係数として勘案した、全身についての「実効線量」を示す単位となる。</p>
	スクリーニング	<p>放射性物質に汚染している者としていない者を区分すること。</p>
た	中性子線	<p>原子核を構成する素粒子の一つで、電荷を持たず、質量が水素の原子核（陽子）の質量とほぼ等しい。水や厚いコンクリートで止めることができる。</p> <p>ガンマ線のように透過力が強いので、人体の外部から中性子線を受けるとガンマ線の場合と同様に組織や臓器に影響を与える。</p>
	特定事象	<p>原子力施設において住民等に放射線による影響をもたらす可能性のある事象。</p> <p>原子力災害対策指針においては、「施設敷地緊急事態」となる事象。</p> <p>この事象が発生すると、「施設敷地緊急事態」となる。</p> <p>施設敷地緊急事態を判断するEAL（緊急時活動レベル）として、具体的な事象が定められている。</p>
な	内部被ばく	<p>経口摂取、吸入摂取、経皮摂取などにより、体内に入った放射性物質から放射線を受けること。</p> <p>被ばくは、放射性物質が体内に存在する限り続くが、放射能の強さは原子核が壊れることによる物理的な衰退と、身体の代謝による生物学的な減衰によって減少していく。</p>
は	避難退域時検査	<p>原子力災害時において、放射性物質放出後の避難等の際に、避難等をされる方の汚染状況を確認することを目的として実施される検査。</p>
	ベクレル (Bq)	<p>放射性物質が放射線を出す能力を表す単位。1ベクレルは、1秒間に1個の原子核が壊れ、放射線を放出している放射性物質の放射能の強さ、又は量を表す。</p>
	放射性物質	<p>放射線を出す能力を放射能といい、放射能をもっている原子を含む物質を一般的に放射性物質という。</p> <p>放射性物質、放射線及び放射能の関係は、「電灯」が放射性物質に、電灯から出る「光線」が放射線に、そして電灯の「光を出す能力」と「その強さ（ワット数）」が放射能にあたる。</p>
	放射線	<p>ウランなど、原子核が不安定で壊れやすい元素から放出される高速の粒子（アルファ線、ベータ線など）や高いエネルギーを持った電磁波（ガンマ線）、加速器などで人工的に作り出されたX線、電子線、中性子線、陽子線、重粒子線などのこと。</p>

行	用 語	説 明
ま	モニタリング	<p>原子力施設内や周辺地域における放射線の線量あるいは放射性物質の濃度を測定・監視すること。</p> <p>平常時から行う環境モニタリングと、災害時に行う緊急時モニタリングがある。</p>
	モニタリングカー	<p>原子炉施設や再処理施設において周辺環境の放射線量や放射性物質濃度を測定するための機材を搭載した車両。</p>
	モニタリングポスト	<p>原子力施設周辺の放射線を監視するため、気象条件、人口密度などを考慮して周辺監視区域境界付近に設置され環境放射線を連続して測定する設備。</p> <p>モニタリングポストは、平常時の環境モニタリングを兼ね数が限定されるため、緊急時には移動式のモニタリングカーによる測定も行われる。</p>
英 字	<p>E A L (Emergency Action Level : 緊急時活動レベル)</p>	<p>初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実にかつ迅速に開始するための判断基準。</p> <p>深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等で評価するもの。</p>
	<p>O I L (Operation Intervention Level : 運用上の介入レベル)</p>	<p>環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準。放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で評価するもの。</p>
	<p>P A Z (Precautionary Action Zone : 予防的防護措置を 準備する区域)</p>	<p>原子力規制委員会が制定した原子力災害対策指針において、「原子力災害対策重点区域」として設定された区域の一つ。</p> <p>急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響等を回避し又は最小化するため、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域。</p> <p>原子力施設から概ね半径5kmの区域。</p>
	<p>U P Z (Urgent Protectiveaction Planning Zone : 緊急時防 護措置を準備する区域)</p>	<p>原子力規制委員会が制定した原子力災害対策指針において、「原子力災害対策重点区域」として新たに設定された区域の一つ。</p> <p>確率的影響のリスクを低減するため、緊急時防護措置を準備する区域。</p> <p>原子力施設から概ね半径30kmの区域。</p>